

## 柏市統計調査員確保対策事業実施要領

制定 平成24年10月1日

施行 平成24年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、統計調査員確保対策事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 統計調査員確保対策事業は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査、国及び県からの委託に基づく各種統計調査及び本市が実施する各種統計調査（以下「統計調査」という。）における統計調査員の選任を円滑にするため、統計調査員となる意思を有する者をあらかじめ登録することにより、統計調査員を確保するとともに、その資質の向上を図り、もって本市における統計調査の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統計調査員 統計調査に係る業務に従事するため、主務大臣、千葉県知事及び市長が任命又は委嘱する者をいう。
- (2) 登録調査員 この要領に基づき登録された統計調査員となる意思を有する者をいう。
- (3) 統計調査支援システム 本市企画部データ分析室担当で登録調査員の情報を共有及び管理するシステムをいう。

(定数)

第4条 市長は、登録調査員の数が、千葉県統計調査員確保対策事業要綱（国事業）第6項（1）カのとおり、国により示される登録基準数を満たすよう努めるものとする。

(登録調査員の資格)

第5条 登録調査員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。  
ただし、第1号に該当しない者で市長が特に認めるものについて

は、この限りでない。

(1) 原則として日本の国籍を有し、年齢満20歳以上74歳未満で、統計調査に係る業務を貫徹し得る健康及び体力を有する者

(2) 統計調査に対する理解及び熱意を有し、責任を持って調査業務を遂行することができる者

(3) 職務上知り得た秘密の保持に関して十分信頼できる者

(4) 統計調査員としての仕事の性質上、次に掲げる不適格と思われる職業等又は不適格と思われる経歴を有していない者

ア 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員に該当する者

イ 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官に該当する者

ウ 調査活動が選挙運動と誤解されるおそれのある選挙運動等に直接関わる者（被選挙者や選挙事務所の職員など）

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び法第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

オ 探偵、新聞記者など身辺調査等の資料として利用されるとの誤解を招くおそれのある職務に従事している者

カ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

キ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

（登録手続）

第6条 市長は、登録調査員の登録を受けようとする者に対し、柏市統計調査員登録カード（別記様式1）に意向確認書（別記様式2）を添えて、市長に申込みをするよう求めるものとする。この要領により既に登録を受けている登録調査員が、次条に規定する登録期間の経過後において継続して登録を希望する場合も、同様とする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、面接等により統計調査員希望者として適格であると認めるときは、統計調査員支援システムへ入力し、当該申込みをした者を登録調査員として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録（以下「登録」という。）をしたときは、その旨を統計調査員登録通知書（別記様式3）により当該登録の申込みをした者に通知するものとする。

（登録期間）

第7条 登録調査員の登録期間は、登録の日から当該日の直近の国勢調査を実施する年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

2 市長は、登録調査員に対し、登録期間における各年度ごとに1回、登録内容の確認並びに継続及び辞退についての意思の確認を行うものとする。

3 市長は、登録調査員に対し、当該登録調査員の登録期間が満了する前に、統計調査員登録期間満了通知書（別記様式4）によりその旨を通知するものとする。

（登録の変更及び辞退）

第8条 市長は、登録調査員に対し、第6条第1項の登録カードの記載事項に変更が生じたときは、統計調査員登録事項変更届（別記様式5）を市長に提出するよう求めるものとする。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。

2 市長は、登録調査員に対し、登録を辞退しようとするときは、統計調査員登録辞退届（別記様式6）を市長に提出するよう求めるものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録調査員から前条第2項の規定による登録の辞退の申し出があったとき。

(2) 登録調査員の死亡が確認できたとき。

(3) 登録調査員が、第5条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(4) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。

(5) 統計調査員に従事する者としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(6) 登録調査員が病気，転居その他の事由により統計調査事務に従事し難いと認められるとき。

2 市長は，前項の規定により登録の取消しを行ったときは，その旨を統計調査員登録取消通知書（別記様式7）により当該取り消しに係る者に通知するものとする。

（統計調査員の任命等）

第10条 市長は，統計調査員を選任し，又は推薦するときは，登録調査員の中から選考するものとする。この場合において，地域的な事情その他の理由で適格者を得られないときは，登録調査員以外の者の中から選考することができるものとする。

2 市長は，前項の規定により統計調査員を選任し，又は推薦するときは，統計調査の概要を示した上で，登録調査員本人の同意を得なければならない。

（研修会の開催等）

第11条 市長は，統計調査の円滑な実施を図るため必要と認めるときは，登録調査員に対し，統計調査に関する資料等を配付するとともに，研修会等を開催するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか，統計調査員の確保に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年11月5日から施行する。

附 則

この要領は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和3年11月21日から施行する。

附 則

この要領は，令和6年4月1日から施行する。